

＜1. 現状と課題＞

- 本市では、プラスチックごみの飛散・海洋流出や食品廃棄物の増加のほか、地球温暖化等の環境問題を踏まえ、資源を無駄なく循環させ、未来へ繋ぐ持続可能な社会づくりを推進しています。

【ごみの適正処理】

- 本市では、ごみ分別や資源化の推進のほか、家庭系可燃ごみの収集回数の見直し等を行い、市民一人当たりの家庭系ごみの排出量は、平成 27(2015)年度の 567g/日から令和2(2020)年度の 551g/日へと減少傾向にあります。一方で、事業系ごみは近年横ばいで推移していることから、減少に向けた更なる取り組みが必要です。
- 本市では、廃棄物の不法投棄対策として、年間を通して監視/パトロールを実施していますが、不法投棄の根絶には至っていないため、更なる取り組みが必要です。

【地球温暖化対策の推進】

- 本市における温室効果ガス排出量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。令和2(2020)年度に策定した「船橋市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガス排出量について、意欲的な長期目標として 2050 年ゼロ・カーボン^(注1)を掲げており、温室効果ガスを削減するための取り組みを市民・事業者と連携して進めています。また、気候変動による影響を回避・軽減するため、熱中症対策など市民・事業者と情報共有していく必要があります。
- 市域から排出される温室効果ガスについては、平成2(1990)年度から平成 30(2018)年度にかけて、部門別に見ると産業部門が約 55%削減されている一方、運輸部門では横ばい、家庭部門では家電製品の大型化、保有台数の増加、世帯数の増加などにより約 54%増加しています。
- 本市では、南北清掃工場におけるごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用した高効率発電や、下水処理場における消化ガス発電など、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を行っており、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減が進んでいます。

【生活環境の保全】

- 本市では、まちの環境美化のため市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行ってきたことにより、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づく勧告件数や、駅周辺の散乱ごみ量は減少傾向にあります。しかし、JR 船橋駅・JR 西船橋駅・JR 津田沼駅北口周辺の重点区域では、未だに多くの散乱ごみや条例違反者が見受けられることから、令和3(2021)年度より違反者に対し直ちに過料を科すこととしました。
- 本市の大気環境については、公害を防止するために必要な規制措置を講じた結果、工場等から排出される VOC(揮発性有機化合物)^(注2)等の削減が進んだほか、低公害車の普及等により改善の傾向が見られます。しかしながら、光化学オキシダントが全国的に環境基準を超過する状態が続いており、原因物質である VOC の削減に向け事業者への指導を引き続き実施する必要があります。

＜2. 施策の方向＞

施策1 ごみの適正処理

資源を無駄なく循環させる社会を構築するため、ごみの排出抑制と資源化を通じた更なる循環型社会を推進するとともに、廃プラスチック対策として啓発活動を行います。

不法投棄のないまちとするため、廃棄物の適正処理に向けた事業者等への指導を行うほか、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ ごみの排出抑制の促進
- ◆ 資源化の促進
- ◆ 廃プラスチックの飛散及び海洋流出の防止に向けた啓発活動
- ◆ 産業廃棄物の適正処理の促進と監視体制の強化

施策2 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会を実現するため、温室効果ガスを削減する取り組みと、地球温暖化の影響に対応するための取り組みについて、市民・事業者と連携して推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市民・事業者への環境配慮行動の普及・啓発
- ◆ 省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギーの普及促進

施策3 生活環境の保全

まちの環境美化のため、市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行います。大気環境を改善し、快適性の向上を目指すため、工場等からの大気汚染の防止対策を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ パトロール等による路上喫煙及びポイ捨て防止対策の推進
- ◆ 大気汚染物質の排出事業者への排出抑制の指導